



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.5
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

処方量



事例

【事例の詳細】

久しぶりに来局した患者に、テリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクター 1本1日1回週1回が処方された。患者に確認したところ、今まで患者は医療機関でテリボン皮下注用56.5 μ gを週に1回投与されていた。テリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクターは週に2回皮下注射する薬剤であり、次回の受診は1週間後であったため疑義照会を行った結果、2本へ変更になった。

【推定される要因】

テリボン皮下注用56.5 μ gからテリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクターに変更する際、数量を間違えたと推測される。

【薬局での取り組み】

患者から次回の受診予定日を聴取し、薬剤の不足がないかを判断する。



その他の情報

テリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクターの添付文書（一部抜粋）

6. 用法・用量

通常、成人には、テリパラチドとして28.2 μ gを1日1回、週に2回皮下注射する。



事例のポイント

- テリパラチド酢酸塩製剤は、2011年11月に週1回投与のテリボン皮下注用56.5 μ gが販売開始され、その後、2019年12月に自己注射が可能なテリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクターが販売開始された。
- テリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクターは自己注射を前提としていることから、より安全性に配慮し、テリボン皮下注用56.5 μ gの半量を1回量として週に2回投与する製剤になっている。
- 誤ってテリボン皮下注用56.5 μ gを自己注射用に処方した事例の報告もあり、処方監査を行う際は製剤の規格や剤形、用法に注意する必要がある。
- この他にも、テリボン皮下注28.2 μ gオートインジェクターに関して疑義照会や処方医への情報提供を行った事例が報告されているので、今号でまとめて紹介する。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。